

鎌倉市商店街活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の地域商業の活性化を図るため、商店街団体が計画的に実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、鎌倉市商店街連合会に加盟している商店街団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす事業とする。

- (1) 商業環境の変化により新たに対応を迫られている等事業実施の緊急性が高いこと。
- (2) 補助事業の実施により売上及び集客力の増加が見込まれる等商店街の活性化に寄与すること。
- (3) 補助事業の実施により地域住民との交流が見込まれる等地域コミュニティの形成に寄与すること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費等は、別表に定める経費とする。

- 2 補助金の額は、1事業について補助対象経費の3分の1以内とし、50万円を限度とする。2以上の対象団体が共同して事業を実施する場合も、同様とする。

ただし、市と鎌倉市商店街連合会と対象団体が共同で企画し、対象団体が実施する事業については、補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とする。

- 3 前項の「補助対象経費」を求めるにあたり、事業収入がある場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 全体の事業費のうち、補助対象外の経費と収入金額を比べ、補助対象外の経費より収入額が下回る場合は、補助対象の経費全てを当該事業の「補助対象経費」とする。

イ 全体の事業費のうち、補助対象外の経費と収入金額を比べ、補助対象外の経費より収入額が上回る場合は、補助対象の経費からその上回る分に相当する金額を差し引き、その残額を当該事業の「補助対象経費」とする。

- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(計画概要書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象団体の代表者は、次条の規定により申請を行おうとする日の属する年度の前年度の市長が指定する期日までに、補助事業計画概要書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体の代表者は、鎌倉市商店街活性化事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、鎌倉市商店街連合会の会長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 予算積算資料
- (4) 対象団体が補助事業の実施を議決した総会等の議事録の写し
- (5) 対象団体の定款又は規約
- (6) その他市長が必要とする書類

2 前項による交付申請にあたり、2以上の対象団体が共同で事業を実施する場合は、原則、連名による申請とする。

その場合、代表者1名の選出を行い、その後の事務手続（補助金の請求・受領等）に関する一切の権限について責を負うものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して鎌倉市商店街活性化事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに鎌倉市商店街活性化事業費補助金変更等申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して、鎌倉市商店街連合会の会長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更、中止又は廃止に関する総会等の議事録の写し
- (2) その他市長が必要とする書類

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定して、鎌倉市商店街活性化事業費補助金変更等決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がないとき若しくは完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該事業終了後、鎌倉市商店街活性化事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、鎌倉市商店街連合会の会長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 契約書の写し
- (4) 事業実施状況の写真
- (5) その他市長が必要とする書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後、鎌倉市商店街活性化事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するとともに補助金を支払うものとする。

(準用)

第13条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助については鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月告示第23号)に定めるところによる。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年度分の商店街活性化事業費補助金については、第5条の規定は適用しない。

(商店街振興事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 鎌倉市商店街振興事業補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）は、廃止する。

(新型コロナウイルスに係る補助金の額の特例)

- 4 令和2年度に限り、第4条第1項別表に定める補助対象外経費については、「補助対象外経費のうち、市長が特別に認める経費については補助対象とする」とし、同条第2項中「1事業について補助対象経費の3分の1以内」とあるのは「1事業について補助対象経費の10/10」とし、同条第4項の規定は適用しない。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

付則
(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。(令和2年9月24日決裁)

付則
(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年9月24日から適用する。(令和3年4月26日決裁)

別表(第4条関係)

区 分	補助対象経費	補助対象外経費
(1) 謝礼金	(1) 委員、講師、研究員その他の地域商業の活性化に関する外部専門家(対象団体の会員、組合員、役職員等の内部関係者を除く。以下「外部専門家」という。)に対する謝礼金 (2) 会員外協力者への謝礼金(謝礼品購入費を含む。)	会員への謝礼金(謝礼品購入費を含む。)
(2) 旅費	外部専門家に対する交通費等の実費	
(3) 事業経費	(1) 会場借料、報告書等作成費 (2) 資料作成・購入費 (3) 通信・運搬費 (4) 集計・分析費 (5) 広告・宣伝費 (6) 原稿料 (7) システム開発費 (8) 委託費 (9) 消耗品費 (10) 機器借上費 (11) 原材料費 (12) 役務費等 (13) その他市長が特に認める経費	(1) 商店会の運営費(事務費、会議費、飲食代、ホームページの維持管理費、会員用広報作成費、記録用写真現像代) (2) 商店会の会員を対象とする事業費(福利厚生費、視察研修費など) (3) 実施事業以外で使用する機器、備品などの購入費 (4) 消費者に配布する賞金、景品、食料品などの購入費・模擬店等で食品、商品を廉価で提供するために購入する食材、商品、それに付随する消耗品等の経費(店舗設営費、燃料費は除く。)